

| 職種 | 人数 | 応募条件 | 勤務地(担当課) | 勤務形態 | 勤務時間 | 雇用期間 | 保険 | 賃金等 | 備考 |
|---------------|----|-------------------|--------------------------|-------|-----------------|------------|------|--------|-----------------------------------|
| ① 一般事務補助 | 1人 | パソコン操作 | 象潟庁舎(議会事務局) 43・7511 | 5日/週 | 午前8時30分～午後5時15分 | 3月31日(更新可) | 社保・雇 | 750円/日 | ・会議録等反訳、本会議・委員会等に 関する事務および一般事務 |
| ② 受付・案内 | 1人 | パソコン操作 普通自動車免許 | フェライト子ども科学館 32・3150 | 11日/月 | 午前8時30分～午後5時15分 | 3月31日(更新可) | なし | 435円/日 | ・土日・祝祭日の勤務あり。不定休 |
| ③ 申告準備・受付事務補助 | 2人 | パソコン操作 | 仁賀保・象潟庁舎(税務課) 43・7505 | 5日/週 | 午前8時30分～午後5時15分 | 3月18日 | 雇用 | 750円/日 | |
| ④ 一般事務補助 | 3人 | パソコン操作 | 各庁舎毎1人(税務課) 43・7505 | 5日/週 | 午前8時30分～午後5時15分 | 3月18日 | 雇用 | 750円/日 | |

募 求 人 情 報
臨時職員 集

対象者 にかほ市に居住する方(①③④)については、障がい者の方も申し込みできます。

応募方法 総務課人事管理班、仁賀保・金浦市民SCに備え付けの指定用紙により応募

申込期限 12月8日(火) 午後5時

採用方法 1次：書類選考
2次：面接(書類選考後、面接日を連絡。面接は担当課で行います)

申込先 総務課人事管理班、仁賀保・金浦市民SCに直接提出

問合せ先 申し込み方法は総務課43・3200、業務内容は勤務地の担当課にお問い合わせください。

臨時福祉給付金・生活支援給付金の申請はお済みですか？

「臨時福祉給付金」および「生活支援給付金」の申請期限が迫っています。支給対象となる可能性がある方で未申請の方には11月中旬に再度申請書類を送付しています。給付を希望する方は、期限まで忘れずに申請してください。申請期限を過ぎると申請できなくなり、給付金の受け取りができませんのでご注意ください。

申請期限 12月28日(月) **お早めに申請を**
※郵送の場合は、当日消印有効

受付窓口 ・福祉事務所(仁賀保庁舎)
・金浦市民SC、象潟市民SC

※生活支援給付金(商品券)
申請後の引換期限、使用期限が迫っていますのでお早めの申請をお願いします。

引換期限 平成28年1月15日(金)
使用期限 平成28年1月31日(日)

問合せ先 福祉事務所 ☎ 32 - 3034 / 32 - 3041

子育て世帯支援商品券の引換えはお済みですか？

「子育て世帯支援商品券」の申請期限が迫っています。対象となる方には7月31日付けで申請書類を送付しています。期限を過ぎると申請できなくなり商品券の受け取りができなくなりますので、ご注意ください。

申請期限 12月28日(月) **お忘れなく**

受付窓口 ・子育て長寿支援課(仁賀保庁舎)
・金浦市民SC、象潟市民SC

必要な書類
「にかほ市子育て世帯支援給付費申請書(請求書)」
※対象児童1人につき1枚お送りしています。

問合せ先 子育て長寿支援課子育て支援班 ☎ 32 - 3040

Vol.9

社会保障・税番号制度 **マイナンバー制度** について



マイナンバーを利用する行政手続きの例

マイナンバーは、28年1月1日から社会保障・税・災害対策の分野で各種手続きの利用が始まります。申請や届出等でマイナンバー(法人番号を含む)の記載が必要となる手続きの例をお知らせします。 ※様式に個人番号記載欄が加えられるもの

税関係でマイナンバーが必要な申請・届出

- 給与所得者・公的年金受給者の扶養控除等(異動)申告書
- 新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用に係る申告書
- 納税管理人の申請、変更申請
- 市税の減免申請書
- 償却資産に関する申告書
- 法人の設立・異動等の届出

社会保障関係でマイナンバーが必要な申請・届出

- 生活保護
 - 生活保護の申請
- 介護保険
 - 要介護認定の申請
 - 負担限度額に係る申請
 - 高額介護サービス費の支給申請
- 障害者福祉
 - 特別児童扶養手当の申請、現況届
 - 障害児福祉手当・特別障害者手当の申請、現況届
 - 身体障害者・精神障害者保健福祉手帳の交付申請
 - 障害福祉サービス費等の支給申請
 - 自立支援医療(育成医療等)の支給申請
- 児童福祉
 - 児童手当の認定請求書
 - 児童扶養手当の申請、現況届
- 後期高齢者医療
 - 被保険者の資格取得の届出
 - 限度額適用・標準負担額減額認定の申請
 - 高額療養費の支給申請
- ハローワーク
 - 雇用保険被保険者資格取得届
 - 雇用保険被保険者資格喪失届
 - 雇用保険被保険者離職票
 - 介護休業給付金支給申請書
 - 雇用保険適用事業所設置届

各種証明書とマイナンバーの関わり

住民票や戸籍、住民税、固定資産等に関する証明書の交付申請は、マイナンバーを必要としないので、これまでと変わることなく諸証明書の交付を受けることができます。

なお、申請の際の本人確認をできる書類の1つに「個人番号カード」が加えられます。



通知カードを受け取った方へ

引っ越しなどで住所が変わるとき、結婚などで氏名が変わるときは、手続きの際に「通知カード」(変更される方すべての方の通知カード)を忘れずにご持参ください。

また、通知カードを受け取った時点で、既に住所や氏名等が変わっている方も同様となります。

※カードに新情報が追記されます。

■問合せ先 コールセンター ☎ 0570 - 20 - 0178 / にかほ市役所 総務課総務行政改革班 ☎ 43 - 3200
■マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>